

## 資格審査基準

【別紙A】

(御堂筋における万博連携事業に向けた検討等業務委託)

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準
参加表明書の経験と能力	資格要件	技術部門登録 建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「道路部門」の登録を受け、令和2・3・4年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする) また、令和5・6・7年度本市入札参加申請を行っていること、かつ、令和5年4月1日予定の承認時において、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の業務実績の内容	平成24年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして業務実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務1、2」を有していること) なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路空間における利活用(賑わい創出、次世代モビリティなど)に関する検討業務 2. 道路交通影響(渋滞、駐停車、歩道内通行など)に関する検討業務
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。(ただし、国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。 エ. RCCM(「都市計画及び地方計画部門」)の資格を有し、登録を受けている者。
	管理技術者	専門技術力 過去10年間の規定業務の実績内容	平成24年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について、元請け技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路空間における利活用(賑わい創出、次世代モビリティなど)に関する検討業務 2. 道路交通影響(渋滞、駐停車、歩道内通行など)に関する検討業務
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。

評価項目	評価の着眼点		審査基準
配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件 技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。(ただし、国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。 エ. RCCM(「道路部門」)の資格を有し、登録を受けている者。
		専門技術力 過去10年間の業務実績の内容	平成24年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について、元請け技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路空間における利活用(賑わい創出、次世代モビリティなど)に関する検討業務 2. 道路交通影響(渋滞、駐停車、歩道内通行など)に関する検討業務
	担当技術者1	専門技術力 過去10年間の規定業務の実績内容	平成24年度以降に、次に示す「規定業務1」について、元請け技術者として従事した実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする) 【規定業務】 1. 道路空間における利活用(賑わい創出、次世代モビリティなど)に関する検討業務
		専任性 手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。
	担当技術者2	専門技術力 過去10年間の規定業務の実績内容	平成24年度以降に、次に示す「規定業務2」について、元請け技術者として従事した実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする) 【規定業務】 2. 道路交通影響(渋滞、駐停車、歩道内通行など)に関する検討業務
		専任性 手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。
		その他留意事項	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ※業務の主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績